

平成 27 年 12 月 10 日制定（国空機第 982 号）
平成 28 年 9 月 29 日一部改正（国空機第 5015 号）
令和 2 年 2 月 3 日一部改正（国空機第 1718 号）

サーキュラー

国土交通省航空局安全部航空機安全課長

件名：航空機に搭載する代替ジェット燃料 (ASTM D7566 規格) の取扱いについて

代替ジェット燃料については、藻類、都市ゴミ、非食用植物等を原料として開発が進んでおり、特に、従来型のジェット燃料 (Jet A 又は Jet A-1) と混合すれば、現在運用中の航空機にそのまま使用可能なもの (いわゆるドロップイン型) は、実用段階に入っている。

代替ジェット燃料等合成燃料を含む航空用ジェット燃料に関する ASTM D7566 規格においては、合成燃料の精製方法に応じた規格がそれぞれ Annex として定められている。

例：

Annex 1： Fischer-Tropsch 法により精製される合成パラフィンケロシン (FT-SPK)

Annex 2： 植物油等の水素処理により精製される合成パラフィンケロシン (Bio-SPK 又は HEFA)

Annex 3： 発酵水素化処理糖類由来のイソ・パラフィン (SIP)

Annex 4： 非化石資源由来の芳香族をアルキル化した合成ケロシン (SPK/A)

Annex 5： アルコール・ジェット由来の合成パラフィンケロシン (ATJ-SPK)

また、同規格においては、これらの合成燃料を従来型ジェット燃料に混合し (追加する合成燃料の濃度 (体積濃度) はそれぞれの Annex において制限値が設けられている。)、その混合燃料が従来型ジェット燃料 (Jet A 又は Jet A-1) の規格に適合することを確認すれば、当該混合燃料を従来型ジェット燃料と同様に取り扱ってよいこととされている。

これを踏まえ、航空機の安全運航の観点から定められている航空機及びエンジンの燃料規格に関する運用限界について、航空用ジェット燃料に関する ASTM D7566 規格の取扱いを次のとおりとする。

記

ASTM D7566 に基づき、同規格の Annex に適合する合成燃料を従来型のジェット燃料と当該 Annex の制限値の範囲内において混合した燃料であって、同規格の Table.1 に規定されたジェット燃料規格（Jet A 又は Jet A-1）への適合が確認され、ASTM D1655 燃料として取り扱われるものについては、運用限界として ASTM D1655 の Jet A 又は JetA-1 が指定されている航空機及びエンジンに使用してよい。ただし、個別の航空機又はエンジンの型式の承認等を受けた者が、これら合成燃料の使用を別途禁じている場合は、この限りでない。

附則

本サーキュラーは、平成 27 年 12 月 10 日より適用する。

附則（平成 28 年 9 月 29 日）

本サーキュラーは、平成 28 年 9 月 29 日から適用する。

附則（令和 2 年 2 月 3 日）

本サーキュラーは、令和 2 年 2 月 3 日から適用する。